

鹿屋市かわいい孫への贈り物事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市かわいい孫への贈り物事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「おむつ」を「育児用品」に改める。

第2条の見出し中「用語の」を削り、同条第4号中「おむつ等」を「育児用品」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、同条第1号中「助成券」の次に「令和6年3月31日までに申請した者を対象とし、」を加え、「（以下「おむつ等」という。）」を削り、同号を同条第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 育児用品購入助成券 令和6年4月1日以後に申請する者を対象とし、育児用品を購入する場合に、その料金の一部を助成することを目的として市が発行する助成券をいう。

第2条に第1号として次の1号を加える。

(1) 育児用品 事業の対象となる乳児が使用するもので、店舗において育児用品として取り扱うものをいう。

第3条に次の2項を加える。

2 事業の助成の対象のうち、育児用品購入助成券の交付は令和6年4月1日以後に申請した者を対象とし、令和6年3月31日までに申請した者にはおむつ助成券を交付するものとする。

3 前項のおむつ助成券のうち、未使用のまま有効期限を過ぎたもので、申請日から1年を経過していないものに限り、新たな有効期限を示した育児用品購入助成券と交換できるものとする。ただし、当該育児用品購入助成券の有効期限は、交換前のおむつ助成券の交付があった日から1年後の日とする。

第4条の見出し中「おむつ助成券」を「育児用品購入助成券」に改め、同条第1項中「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業おむつ助成券交付申請書」を「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業育児用品購入助成券交付申請書」に改める。

第5条の見出し中「おむつ助成券」を「育児用品購入助成券」に改め、同条第1項中「おむつ助成券」を「育児用品購入助成券」に、「ものとし、交付決定月による当該年度の交付枚数は次の表のとおりとする」及び同項の表を削り、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「事業の助成を受けることができる期間」を「お

むつ助成券及び育児用品購入助成券（第3条第3項及び第9条第4項の規定により交付されたものを除く。）の有効期間に、「おむつ助成券の」を「その」に改め、「（以下「助成対象期間」という。）」を削り、同項を同条第2項とする。

第6条見出し中「おむつ助成券」を「育児用品購入助成券」に改め、同条第1項中「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業おむつ助成券」を「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業育児用品購入助成券」に、同条第2項中「おむつ助成券を」を「育児用品購入助成券を」に、「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業おむつ助成券交付台帳」を「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業育児用品購入助成券交付台帳」に、「おむつ助成券の」を「育児用品購入助成券の」改める。

第7条第1項中「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業おむつ助成券取扱事業者指定申請書」を「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業育児用品購入助成券取扱事業者指定申請書」に改め、同条第2項中「おむつ助成券取扱事業者（以下）」を「育児用品購入助成券取扱事業者（以下）」に、「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業おむつ助成券取扱事業者指定書」を「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業育児用品購入助成券取扱事業者指定書」に改める。

第8条1項5号中「おむつ助成券」を「育児用品購入助成券」に、同条第2項中「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業おむつ助成券取扱事業者指定取消書」を「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業育児用品購入助成券取扱事業者指定取消書」に、同条第3項及び第5項中「おむつ助成券」を「育児用品購入助成券」に改める。

第9条の見出し中「おむつ助成券」を「育児用品購入助成券」に改め、同条第1項中「おむつ助成券」を「育児用品購入助成券」に、「おむつ等」を「育児用品」に改め、同条第2項中「おむつ等」を「育児用品」に、「おむつ助成券」を「育児用品購入助成券」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「おむつ助成券」を「育児用品購入助成券」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 市長は、受給者が育児用品購入助成券を汚損した場合は、汚損した育児用品購入助成券と引き換えに新たな育児用品購入助成券を交付できるものとする。この場合において、新たに交付された育児用品購入助成券の有効期限は、引き換え前の汚損した育児用品購入助成券の有効期限とする。

第9条第6項中「前2項のいずれかに該当し、おむつ助成券」を「前項の規定に

よる育児用品購入助成券」に、「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業おむつ助成券交換申出書」を「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業育児用品購入助成券交換申出書」に改め、同項を同条第5項とする。

第10条を削る。

第11条中「おむつ助成券」を「育児用品購入助成券」に改め、同条を第10条とする。

第12条第1項第2号を削り、同項第3号中「おむつ助成券」を「育児用品購入助成券」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「おむつ助成券」を「育児用品購入助成券」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「おむつ助成券」を「育児用品購入助成券」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号中「おむつ助成券」を「育児用品購入助成券」に改め、同号を同項第6号とし、同条第2項中「前項第3号から第5号」を「前項第2号から第6号まで」に、「おむつ助成券」を「育児用品購入助成券」に改め、同条を第11条とする。

第13条第1項中「おむつ助成券」を「育児用品購入助成券」に、「別記第9号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とする。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第4条関係）

				台帳番号	
鹿屋市かわいい孫への贈り物事業育児用品購入助成券交付申請書					
年 月 日					
鹿屋市長		様			
		申請者		住所 鹿屋市	
				フリガナ 氏名	
				（支給対象児との続柄）	
				電話番号	
支給対象児	住 所		鹿屋市		
	フリガナ 氏 名				
	生 年 月 日		年 月 日（ 歳）		
記					
<p>鹿屋市かわいい孫への贈り物事業実施要綱第4条第1項の規定に基づき、上記のとおり鹿屋市かわいい孫への贈り物事業育児用品購入助成券の交付を申請します。</p> <p>なお、申請に当たり次の事項が発生したときは速やかに返却することを誓約します。</p> <p>① 支給対象児が死亡し、又は市外に転出したとき。</p> <p>② 支給対象児について本事業以外の他の制度により、助成を受けられることとなったとき。</p> <p>また、育児用品購入助成券の交付後、次の事項に該当する行為を行った場合、鹿屋市かわいい孫への贈り物事業実施要綱第11条に基づき行われる返還命令に応じることを承諾します。</p> <p>① 育児用品購入助成券を第三者に譲渡したとき。</p> <p>② 育児用品購入助成券の記載事項を改変して使用したとき。</p> <p>③ 虚偽その他不正の行為により、育児用品購入助成券の支給を受けたとき。</p> <p>④ その他育児用品購入助成券の支給に関する市長の指示事項を遵守しないとき。</p>					
受領者		受領印		申請者 との 続 柄	鹿屋市かわいい孫への贈り物事業 育児用品購入助成券交付 年 月 日 出生・転入

別記第2号様式中「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業おむつ助成券」を「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業育児用品購入助成券」に、「紙おむつ、布おむつ、おむつカバー」を「対象の乳児が使用する育児用品」に、「おむつ助成券の」を「育児用品購入助成券の」に改める。

別記第3号様式中「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業おむつ助成券交付台帳」を「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業育児用品購入助成券交付台帳」に改める。

別記第4号様式中「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業おむつ助成券取扱事業者指定申請書」を「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業育児用品購入助成券取扱事業者指定申請書」に改め、「印」を削り、「おむつ助成券取扱事業者の」を「育児用品購入助成券取扱事業者の」に改める。

別記第5号様式中「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業おむつ助成券取扱事業者指定書」を「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業育児用品購入助成券取扱事業者指定書」に、「おむつ助成券取扱指定事業者に」を「育児用品購入助成券取扱事業者に」に改める。

別記第6号様式中「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業おむつ助成券取扱事業者指定取消書」を「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業育児用品購入助成券取扱事業者指定取消書」に、「おむつ助成券取扱事業者に」を「育児用品購入助成券取扱事業者に」に改める。

別記第7号様式中「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業おむつ助成券交換申出書」を「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業育児用品購入助成券交換申出書」に、「おむつ助成券の」を「育児用品購入助成券の」に改める。

別記第8号様式を削る。

別記第9号様式中「第13条関係」を「第12条関係」に、「おむつ助成券」を「育児用品購入助成券」に、「第13条第1項」を「第12条第1項」に、「おむつ助成券を」を「育児用品購入助成券を」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 鹿屋市かわいい孫への贈り物事業の実施に必要な準備行為は、前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを

使用することができる。

- 4 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の鹿屋市かわいい孫への贈り物事業実施要綱第7条の規定により指定されているおむつ助成券取扱事業者は、引き続き育児用品購入助成券取扱事業者とみなす。